

論 説

米豪自由貿易協定による 影響分析の結果について ——農業問題を中心に——

福田 竜一

1. はじめに

1999 年 WTO シアトル閣僚会合における新ラウンド立ち上げの失敗を契機として、自由貿易協定（FTA：Free Trade Agreement）が急速に注目を集めるようになった。他方 FTA の締結によって生じる締結相手国の輸出攻勢の脅威にさらされる国内の弱小ないし衰退産業が問題となることもしばしば起きている。そうした国内弱小産業の利害関係者が結束して FTA 締結に強く抵抗する場合、交渉推進に重大な支障を及ぼすこともある。農業はそうした問題が先鋭的に現れる分野の一つとなっている。

シアトル会合以降締結合意に至った FTA において、とりわけ農業分野の扱いが問題となった事例の一つとして、2004 年 2 月に合意が成立し、翌 2005 年 1 月に発効された米豪自由貿易協定（以下「米豪 FTA」と呼ぶ。）を挙げることができる。米豪 FTA は、先進国かつ農産物輸出大国同士の FTA において農産物がどのように扱われるのかという極めて興味深い問題に対する一つの解答を初めて提示した。その解答とは、農産物貿易自由化に積極的な国でさえ、農産物の例外なき自由貿易化は不都合であるというものであった。本稿はこの米豪 FTA 締結の交渉過程と経済的影響を農業分野中心に分析した結果を概説する。

2. 貿易自由化交渉の理論分析

交渉が行われる条件として、交渉がない場合に得られる利得を上回る利得が交渉によって双方ともに必ず得られる必要がある（個別合理性条件）。交渉が決裂した場合の利得を交渉の基準点と呼ぶ。

交渉によって得られる可能性のある利得の集まり（交渉実現可能集合）を作図すると、たとえば第 1 図のようになる。原点 O を交渉の基準点とする。交渉は両国が少なくともこれ以上の期待利得を得なければ合意されない。交渉対象となるのは交渉実現可能集合のうち、双方の期待利得が交渉の基準点 O を下回らない領域（斜線部 OEFD）である。点

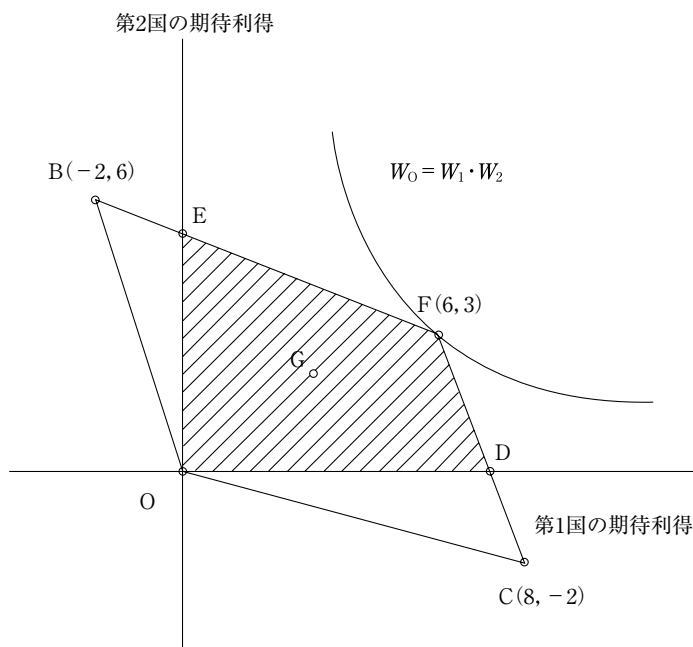
本稿の詳細については、農林水産政策研究第 10 号『米豪自由貿易協定の交渉過程と影響分析——農業問題を中心に——』（平成 17 年 11 月）を参照されたい。

F は両国ともに関税の撤廃を選択する場合の期待利得である。

交渉の対象となる領域の中で両者がともに相手の利得を下げることなくしては自分の利得を上げられない状態（パレート最適）であるのは EFD 上の任意の点である。理論的には交渉はこの EFD のどこかの点に位置する。

3. 米豪貿易自由化協定交渉の経過と合意内容

米豪 FTA の交渉は合計 5 回に及んだ。各回交渉終了時に開催された記者会見の内容から、交渉過程に関する情報が得られる。



第 1 図 交渉実現可能集合

第 1, 2 回目の交渉（2003 年 3 月, 5 月）において、協議を進める上で必要と思われる両国の農業に関する基本的事項について相互理解を深めるための情報交換が行われた。第 3 回目の交渉（同年 7 月）では、初めて両国の最初の市場アクセスに関するオファーが交換された。第 4 回目の交渉（同年 10 月）では農産品のアメリカ市場へのアクセスが交渉の焦点の一つとなっていた。第 5 回目の交渉（同年 12 月）では、交渉が難航していた農業分野においても進展があったが、交渉終結にまで

は至らなかった。

農業分野で決着がもつれ込んでいたのは砂糖であった。これはアメリカの砂糖のロビー団体による極めて強い圧力が交渉に影響を及ぼしたためであった。交渉は翌年までもつれ込んだ。翌年 1 月に行われた記者会見では、多くの事柄が交渉中であることを理由に公にされない中、オーストラリアのベイル貿易相は交渉が最も難航しているのが砂糖であり、それが交渉に対する極めて影響力の強いアメリカ砂糖生産者団体のロビーの結果であると説明した。

次に米豪 FTA の合意内容を概説しよう。オーストラリアとアメリカは両国とも実質的に全品目に対する関税を撤廃することに合意した。オーストラリアは 6,117 品目、アメリカは 10,405 品目がそれぞれ関税撤廃の対象となる。関税の撤廃は漸次実施され、オーストラリアが 2015 年までに全障壁を撤廃し、アメリカが 2022 年までに対象の 99.5 %を撤

廃することとなる。アメリカの完全撤廃の例外となったのは砂糖と乳製品である。砂糖は現行の関税割当制度が維持された。乳製品の割当枠は新規に設定もしくは増大し、枠内税率はゼロだが、枠外の関税率は維持される。移行期間中に関税割当が適用される農産物は砂糖と乳製品のほか、牛肉、タバコ、綿、ピーナッツ、アボカドであるが、これらの関税割当制度は移行期間中に、枠の拡大と税率の低下が漸次行われ、最終的には撤廃される。段階的な撤廃は、それぞれ4年、10年、18年をかけて行われるものに分かれる。さらにアメリカが牛肉と一部の園芸作物には輸入急増に対処するためのセーフガードを設けることが合意された。

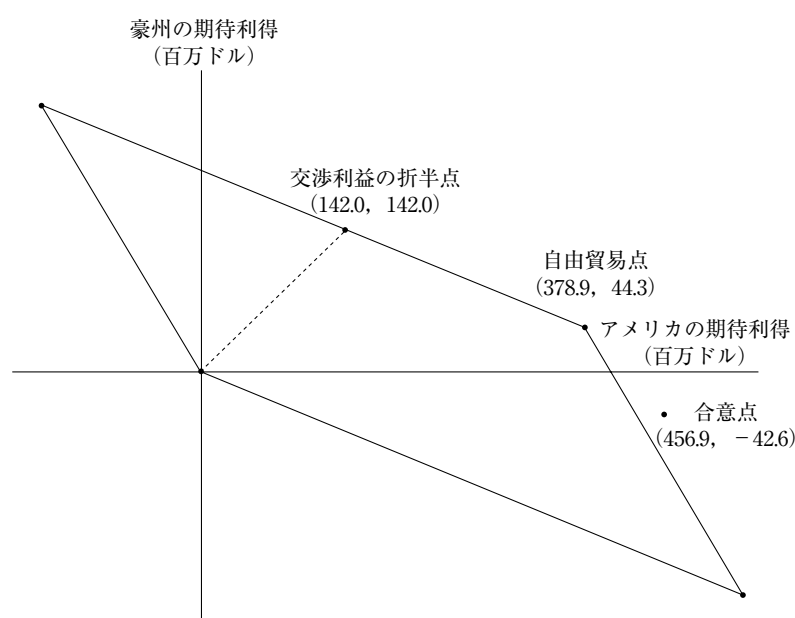
4. 米豪貿易自由化協定が与える経済的インパクト

本分析では米豪 FTA が与える経済的影響を分析するため GTAP を用いる。GTAP は関税等の変化が農業に限らない経済全体に及ぼす影響を与えるかを分析するツールである。

米豪 FTA は完全自由な貿易協定ではなく、砂糖、乳製品などを自由化の例外としたが、このような例外化は、完全に自由化した場合と比較して、経済的なインパクトとしてはどの程度の違いをもたらすのであろうか。まず case 1 として米豪両国が相手国からの輸入関税すべてを撤廃した場合を想定する。他方、合意案に基づいた場合、砂糖や乳製品などでアメリカの関税割当制度を再現する必要がある。しかし、GTAP において関税割当を直接的に表現する場合、モデルの修正や関税割当に関する新たなデータを追加する必要がある。ここでは関税割当制度そのものを直接的に表現せず、これらの例外扱いを受ける産品は、その障壁に相当する関税率に換算する。その他の品目は case 1 と同様にすべて関税率はゼロに設定する。

以上の想定を今回の合意案に基づく case 2 として case 1 と比較する。

紙幅の都合により、交渉理論に基づいて米豪 FTA 交渉を分析した結果のみを紹介する。関税引き下げによる所得の変化（等価変分）を交渉の利得とみなす。交渉基準点は、交渉を開始する以前の状態とし、利得はゼロとする。次に米豪両国がともにすべての関税を撤廃するときを得られる



第2図 米豪FTAの交渉可能領域の例

利得は case 1 のときに得られる等価変分を自由貿易点とする。1 国が関税を維持し、もう 1 国が関税を撤廃する場合の利得は、それぞれアメリカ（オーストラリア）がすべての関税率を変更せず、オーストラリア（アメリカ）がすべての関税率をゼロとする場合の等価変分とした。以上の前提に基づいて、米豪 FTA 交渉の交渉可能集合を作図したのが第 2 図である。交渉目的を両国が得られる利得の積（ナッシュ積）を最大化するように定めた場合、交渉解は両国が得られる利得が等しいときとなる。試算結果によると両国の利得はともに 142.0 百万ドルである。ところが、実際の合意案に基づいて試算される利得は同図中の“合意点”であり、理論的な交渉解から離れている上に、交渉の対象領域からも外れた交渉実現可能集合の外側に位置している。

この交渉実現可能集合は GTAP 内で米豪の関税率を操作して作図されたものではない。よって、必ずしも全製品の関税率を操作して得られた利得の組み合わせすべてがこの交渉実現可能集合に含まれるわけではない。そもそも、交渉理論によれば、交渉によって得られる利得が少なくとも交渉基準点よりも大きくなければ、個別合理性が満たされず交渉を成立させる意味はない。ところが、試算による合意点でのオーストラリアの利得は、オーストラリアの交渉基準点のそれよりも低いので、交渉の対象領域にも含まれない。

試算による結果からは、オーストラリアがこの合意案を受諾すべき理由を交渉理論に基づいて合理的に説明することはできなかった。ただし、以下の 2 点については議論の余地がある。まず、モデルでは米豪 FTA の関税撤廃に伴う静学的効果のみを分析対象としており、投資の自由化などに伴う動学的効果も含めた総合的な分析を踏まえた結果ではない。第 2 に交渉の基準点は交渉開始前としたが、交渉が失敗したときに交渉開始前以上の厚生水準が保たれない場合などは、交渉基準点が異なってくる可能性がある。交渉基準点の設定の如何（たとえばアメリカ大陸全体の FTA 締結時を基準とする。）によっては、合意案の個別合理性の成立を説明することも可能である。

妥協を成立させた背景には米豪 FTA のアメリカにとっての経済効果が相当に小さいものであったことも指摘されなければならない。アメリカ側の米豪 FTA 実現による潜在的な経済メリットは、人口 1 人当たり等価変分で計算すると、case 1 で約 1.3 ドルであり、オーストラリアの約 2.2 ドルよりも小さい。

5. おわりに

米豪 FTA の締結は WTO 交渉でのイニシアチブの確保、安全保障の強化手段としての面がむしろ強かったかと推察される。オーストラリアは、交渉開始当初から最も期待の高い砂糖の例外化等の大幅な譲歩を認めたが、そのマクロ的な影響は決して小さいものではなく、今回合意した合理的理由に関税撤廃効果から直ちに見出すことは困難である。

〔付記〕本稿は行政対応特別研究「変化する経済社会情勢の下での農産物貿易政策等に関する研究」（研究期間：平成 15 ～ 16 年）の成果の一部である。